

J A F 中部地域クラブ協議会 会 則

第1条 名 称

本会は、J A F 中部地域クラブ協議会と称する。

略称として J M R C 中部 (JAF Motor sports Clubs Regional Conference) を使用する。

第2条 事務所

本会の事務所は運営委員長が指定する。

第3条 目 的

本会は、本会を構成するクラブ・団体によるモータースポーツ活動の振興と安全の高揚およびクラブ・団体の質的向上を図り、クラブ活動の円滑化の促進を行うと共に J A F との連絡調整を行うこと目的とする。

第4条 活 動

本会は、第3条の目的達成をするために次の活動を行う。

1．競技振興に関する事

- (1)振興に必要な事業活動の企画、協議を行う。
- (2)各種規則・規定の運用を指導し、その遵守を徹底する。
- (3)各種規則・規定の運用に当たり、統一見解を設ける必要が生じた場合、その協議を行い必要事項について J A F との連絡調整を行う。

2．安全に関する事項

競技の安全に関する研究、協議、研修、指導要項の作成および実施の徹底

3．加盟するクラブ・団体間の情報交換ならびに連絡調整

- (1)本会に加盟するクラブ・団体へのモータースポーツに関する情報の提供および本会に加盟するクラブ・団体相互の情報交換

4．その他

- (1)全国他地域の J M R C との交流および情報交換
- (2)共済会の運営管理および全国共同共済の参加
- (3)他、本会の目的を達成するために必要な活動

第5条 構 成

本会は、中部地域内（富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）に所在する会員をもって構成する。

1．本会は、次の会員をもって構成する。

- (1)正会員
- (2)賛助会員

2．会員の資格

- (1)正会員は J A F 登録クラブ・団体および J M R C 中部承認クラブ・団体とする。
J M R C 中部承認クラブ・団体は、モータースポーツ活動を目的とする5名以上、10名以下で構成されるクラブ・団体で J A F 登録クラブ・団体への変更の意思を有し、J A F の競技許可証所持者が1名以上在籍していること。
- (2)賛助会員は、本会の目的に賛同し、その発展を助成しようとする個人または団体で正会員の推薦により運営委員会において承認された者とする。

第6条 組 織

本会は、次の機構をもって組織される。

1．クラブ・団体代表者会議

- 2. 運営委員会
- 3. 理事会
- 4. 専門部会
- 5. 専門委員会
- 6. 事務局

第7条 クラブ・団体代表者会議

1. 本会は、本会に加盟するクラブ・団体代表者会議（以下、代表者会議という）を年1回1月に開催する。
2. 代表者会議は次の事項を審議決定する。
 - (1) 会則ならびに本会の諸規定の制定、変更、廃止
 - (2) 活動計画および収支予算の承認
 - (3) 活動報告および決算報告の承認
 - (4) 当該年度の運営委員の承認
 - (5) 会費負担基準の決定および変更
3. 代表者会議は、構成クラブ・団体代表者の3分の2以上の出席により成立する。但し、委任状をもって出席と認める。
4. 代表者会議の議決権は正会員のクラブ・団体を1個とし、その議決権は出席過半数をもって決定する。但し、賛助会員は、議決権を有しない。
5. 運営委員長は、必要と認めた場合、運営委員会の承認を得て臨時クラブ・団体代表者会議を召集できるものとする。

第8条 運営委員会

運営委員会は、運営規定により選出された以下の運営委員で組織構成される。

- | | | |
|-------------------------------|----|-----|
| 1. 運営委員長 | 1名 | |
| 2. 副運営委員長 | 2名 | |
| 3. 専門部会長 | 4名 | |
| 4. 委員会委員長 | 4名 | |
| 5. 事務局長 | 1名 | |
| 6. 運営委員長が指名したJAFモータースポーツ専門部会員 | | 若干名 |
| 7. 前年度運営委員の推薦で委員長が認めた者 | | 若干名 |

第9条 理事会

理事会は、運営規定第7条により選出された15名以内の理事で組織構成される。

第10条 専門部会

1. 本会は次の専門部会を置く。
 - (1) レース専門部会
 - (2) ジムカーナ専門部会
 - (3) ラリー専門部会
 - (4) ダートトライアル専門部会
 - (5) 競技会審査委員グループ
 - スピード行事審査委員グループ
 - ラリー審査委員グループ
2. 各部会の定員は、部会長を含み15名以下の委員で構成される。

第11条 専門委員会

1. 本会は、次の委員会を置く。
 - (1) 総務広報委員会

- (2)事業企画委員会
- (3)支部連絡委員会
- (4)共済会管理委員会

2．各委員長は上記職務遂行のため若干名の委員を指名し委員会を組織する。指名される委員が運営委員の場合は兼任を妨げない。但し、運営委員以外の委員を指名する場合、運営委員長の承認を必要とする。

第12条 支部

本会は下記の7支部を持つ。

支部は代表者を選出し、支部連絡委員会に支部長として所属する。

- (1)富山支部
- (2)石川支部
- (3)福井支部
- (4)岐阜支部
- (5)静岡支部
- (6)愛知支部
- (7)三重支部

第13条 会議

1．本会は、下記の会議を開催して円滑な運営を図る。

- (1)代表者会議
- (2)運営委員会会議
- (3)理事会会議
- (4)合同委員会会議
- (5)合同専門部会会議

その他、運営委員長が必要と認める会議。

上記会議の必要な経費の支出は、これを認めるものとする。

第14条 会計

1．本会の経費は、次の収入をもってこれにあてる。

- (1)クラブ・団体からの運営規定に定める入会金・会費
- (2)本会が行う事業の収益金
- (3)J M R C 中部共済会からの運営管理費
- (4)企業、団体からの補助金・賛助金等
- (5)その他

2．その他、特別な活動をする場合は特別会計をもって行うものとする。

3．本会の会計年度は、前年の12月1日より同年11月末日とする。

第15条 役員の職務

1．運営委員長

- (1)運営委員長は、本会を代表し会務を執行する。
- (2)代表者会議の議長となり会議の運営にあたる。
- (3)地域内に所在するクラブ・団体の活動の推進について指導する。
- (4)本会の代表として、J A F および他地区 J M R C との交流・連絡・調整を図る。

2．副運営委員長

- (1)運営委員長を補佐し、事故・その他の場合はその職務を代行する。
- (2)副運営委員長2名は、専門部会部門および委員会部門をそれぞれ担当し、担当部門の統括管理を行い本会の質的向上を図る。

- 3. 専門部会長
運営規定による。
- 4. 委員会委員長
運営規定による。
- 5. 事務局長
運営規定による。

第16条 特別委員会

本協議会において、単年度内における単一事業および処理しなければならない単一項目が発生した場合、運営委員長は運営委員会の決定により特別委員会を設置できるものとする。本委員会の委員長は、運営委員長がこれにあたるものとする。
但し、選挙管理委員会およびクラブ代表者会議実行委員会は、毎年必要な時期にこれを設置する。

第17条 事業年度

本協議会の事業年度は毎年1月1日に始まり、同年12月31日をもって終了する。

第18条 賞 罰

本会において賞罰が必要と運営委員会が判断した場合、これを理事会に負託し裁定を行う。

第19条 解 散

本会の継続に重大な支障が生じた場合、解散することが出来る。
解散時に会計の決算を行い、欠損金が生じた場合は、正会員で公平に負担する。
剰余金が生じた場合は、代表者会議において有益と認められた団体にこれを寄付する。

第20条 会則の変更

会則の変更については、本会に加盟するクラブ・団体代表者からの提案を運営委員会において審議し、理事会の承認のもとに代表者会議の決定を得て行う。

第21条 細 則

本会則に定めるものの他、本会の事業の運営上必要な細則は、運営委員会の決定により別に定める。

第22条 付 則

本会則は、昭和56年8月9日より施行する。

昭和63年 1月29日改定
平成 3年 2月 3日改定
平成11年 1月16日改定
平成12年 1月 9日改定
2002年 1月12日改定
2004年 1月10日改定